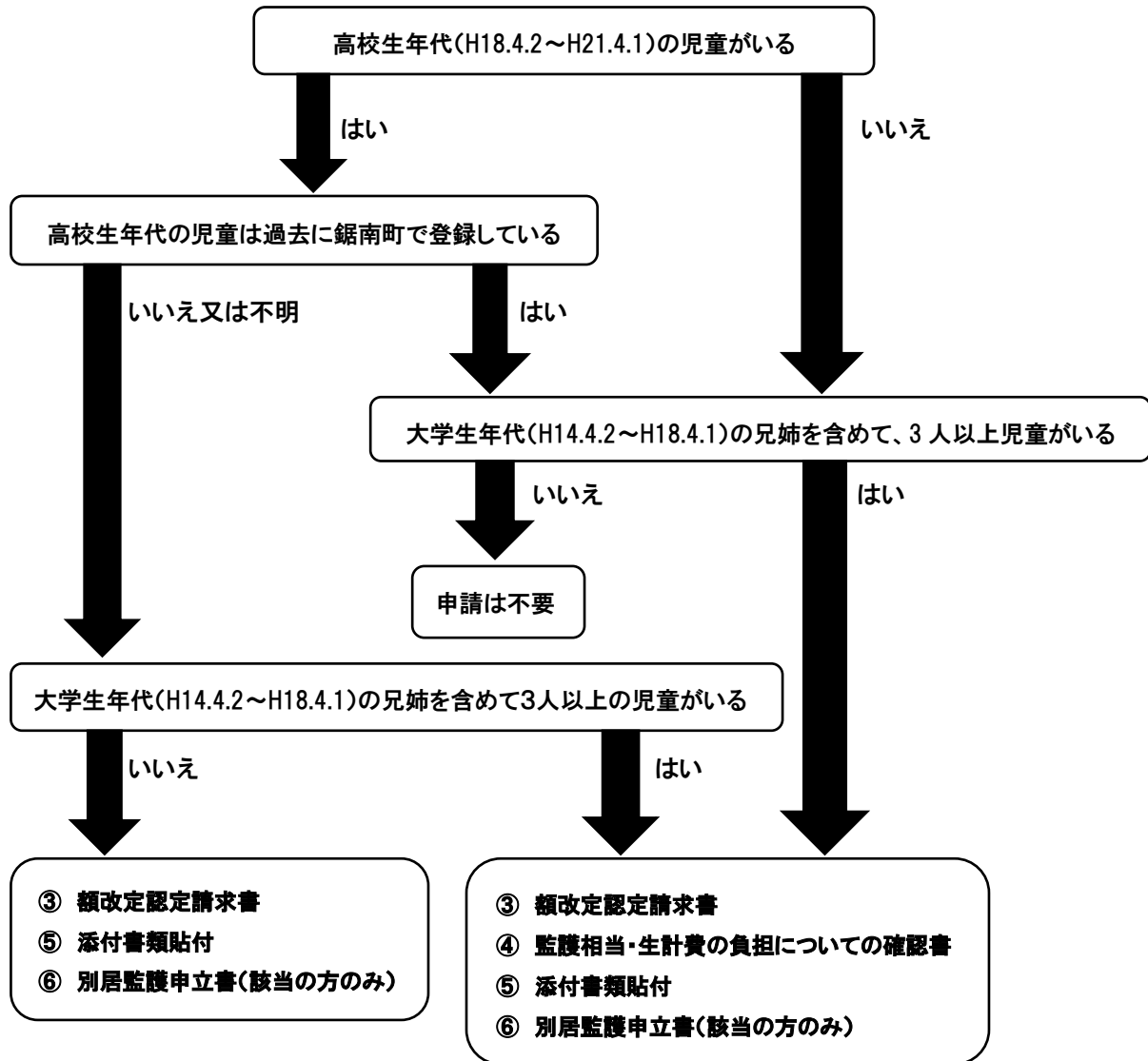


《 児童手当申請確認フロー 》

鋸南町から児童手当を受給している方に伺います。



送付した書類	児童についてご確認ください(○いる・×いない)			申請が必要・不要について
	0歳～中学生 (H21.4.2～)	高校生年代 (H18.4.2～H21.4.1)	大学生年代 (H14.4.2～H18.4.1)	
①制度改正についてのお知らせ ②制度改正申請手続きのご案内 ③額改定認定請求書 ④監護相当・生計費の負担についての確認書 ⑤添付書類貼付用紙 ⑥別居監護申立書 ※⑤は「別居監護申立書」を提出した方のみ必要です。	○	○	○	増額申請が必要
	○	○ (児童と別居している場合など世帯の異動があった場合はご注意ください。)	×	申請不要 ※ただし、高校生年代の児童が以下の場合、申請が必要です。 ・別居している ・鋸南町で認定されていない ・鋸南町で認定されているか不明
	○	×	○	3人以上の場合、増額申請が必要
	○	×	×	申請不要

制度改正申請手続きのご案内

裏面の確認フローや、送付書類の一覧などをご確認いただき、申請が必要な方は提出をお願いします。

1. 公務員の方、鋸南町外に住民登録がある方

鋸南町での申請は不要です。

お手続き等は勤務先や住民登録地へお問い合わせください。

2. 増額申請が必要な方

	対 象 者	提 出 書 類
(1)	鋸南町から児童手当を受給しており、算定されていない高校生年代(16歳から18歳年度末まで)の児童を養育している方 ※高校生年代までの児童と別居している方は、別居監護申立書が必要です	③児童手当額改定認定請求書 ⑤添付書類貼付用紙 ⑥別居監護申立書 ※⑤⑥は該当する方のみ
(2)	鋸南町から児童手当を受給しており、大学生年代(H14.4.2～H18.4.1)の兄弟等がいて、その子と合わせて <u>3人以上の児童</u> がいる場合	③児童手当額改定認定請求書 ④監護相当・生計費の負担についての確認書 ⑤添付書類貼付用紙 ⑥別居監護申立書 ※⑤⑥は該当する方のみ

注:大学生年代(H14.4.2～H18.4.1)の児童がいる場合、保護者が監護・生計を負担している場合は多子カウントの算定対象となります。

※上記に該当しない方や、特別な事情がある児童などご不明な点がある場合は保健福祉課へお問い合わせください。